

平成 23年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、または事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。必要に応じて、土壤汚染が判明した場合にも実施。

(3) 継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査。

(4) 汚染状況詳細調査

有機塩素化合物による環境基準を超える広範囲な地下水汚染であり、かつ汚染発見後長期間調査を行っている地区について、浄化対策の効果等による汚染範囲の再確認をするために実施する詳細な調査、および環境基準超過地区における継続監視調査において、全地点が 3 年以上継続して環境基準以下である地区について、下流側への拡がりを確認するために実施する詳細な調査。

(5) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する調査。

2 調査地点

調査は概況調査 60 地点、継続監視調査 99 地点および定点監視調査 2 地点において実施する。

また、汚染井戸周辺地区調査および汚染状況詳細調査は、各地区の汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	汚染状況詳細調査	定点監視調査
調査地区数	60	*1	47	4	2
調査地点数	60		99	*1	2
調査回数	1回/年		2回/年*2	1回/年	2回/年
調査機関	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県	国土交通省

*1：汚染の状況に応じて必要な調査を実施

*2：事業場敷地内のみ汚染で、かつ周辺地区の調査で不検出の場合、または自然由来による汚染の場合、一部年 1 回

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号に定める標準地域メッシュの第 3 次地域区画（おおむね 1 km メッシュ）を基準に、地下水の利用状況、人口密度および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、調査地区を選定する。

なお、調査地区は主として平成 16 年度に概況調査を実施した地区とし、調査対象井戸は、汚染されていた場合、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を優先的に選定する。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染が確認された井戸を中心に半径 500m 程度の範囲を調査する。調査範囲全体に汚染が確認された場合は、段階的に範囲を広げて調査し汚染範囲を確定する。

③ 継続監視調査

汚染源の影響を最も受けやすい地点、およびその下流側においておおむね 5 地点を選定する。

④ 汚染状況詳細調査

汚染の発見時に実施した汚染井戸周辺地区調査の測定地点などを参考に、汚染の状況や地下水の流向を考慮して地点を選定する。

⑤ 定点監視調査

継続的な監視が可能な地点を選定する。

(2) 調査期間

調査は平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までとする。

4 採 取 方 法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。

なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立えないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測 定 項 目

測定項目は、調査の種類ごとに次に掲げる項目とする。

(1) 概況調査

① 環境基準項目（27 項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

② 要監視項目（3 項目）

E P N、フタル酸ジエチルヘキシル、クロロホルム

(2) 汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマー等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

M アルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目、およびその分解生成物について調査する。

(4) 汚染状況詳細調査

- ① 環境基準項目、要監視項目
継続監視調査の測定項目と同じ
 - ② 解析項目
汚染井戸周辺地区調査の測定項目と同じ
- (5) 定点監視調査
- ① 環境基準項目 (27項目)
概況調査の環境基準項目と同じ
 - ② 要監視項目 (18項目)
クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル

6 測定方法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

7 調査担当機関

本調査は福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

8 報告

調査結果の報告は、分析結果がまとまり次第、「別表4」の様式により福井県安全環境部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告する。

また、環境基準項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

9 地域別・調査項目別検体数

[illegible]

10 概況調査

[illegible]

調査機関	調査担当者	調査地点	調査月	環境調査項目										要項監視項目										合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				環境基準項目										要項監視項目										環境基準項目	要項監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				カドミウム	鉛	クロム	六価クロム	砒素	水素	銅	銀	P	四塩化炭素	塩化ビニル	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン			1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1,2-トリクロロエタン

11 継続監視調査

調査担当者	調査地点	調査月	環境調査項目										要項監視項目										合計	
			環境			基準			要項				監視			要項				監視			環境基準項目	監視項目
			全カ	六価	基礎	1・1・1	1・2	1・3	1・4	1・5	1・6	1・7	1・8	1・9	1・10	1・11	1・12	1・13	1・14	1・15	1・16	1・17		
福井県	石橋町	6, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	
	新田塚	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	下江守町	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	16		
	麻生津	6		1																		1		
	片粕町	"																				1		
	美山町	6, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	蒲生	6																				1		
	(計 7地点)																					47		
	敦賀市 布田町	5, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
福井県	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	(計 3地点)																					30		
	小浜市 下竹原	5, 11																				2		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	駅前町	"																				2		
	(計 2地点)																					12		
	大野市 新町	5, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
福井県	(計 4地点)																					40		
	勝山市 滝波町	5, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	(計 1地点)																					24		
	鯖江市 豊	5, 11				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	神明南部	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	本町	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
福井県	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10		
	横越町	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	立待南部	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	立待東部	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	立待北部	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		
	"	"				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24		

[illegible]

– 45 –

12 兒童視覺圖查

[illegible]

13 別表3 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	測定方法
環	カドミウム	0.001	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法
	全シアン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
境	鉛	0.005	規格54に定める方法
	六価クロム	0.04	規格65.2に定める方法
基	砒素	0.005	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表1に掲げる方法
準	P C B	0.0005	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
項	四塩化炭素	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	塩化ビニルモノマー	0.0002	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
目	1,2-ジクロロエタン	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.004	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	同上
	ベンゼン	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)（注 ⁶ ）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び告示付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.005	告示付表7に掲げる方法

注：・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて算出した硝酸性窒素の濃度と規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて算出した亜硝酸性窒素の濃度の和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01mg/Lとする。

・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

なお、シス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値、トランス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値はともに0.002mg/Lとする。

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.02	同上
	イソキサチオン	0.0008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要 監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通 知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。））付表1の第1 又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	同上
	イソプロチオラン	0.004	同上
	オキシシン銅	0.004	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	同上
	EPN	0.0006	同上
	ジクロルボス	0.001	同上
	フェノブカルブ	0.002	同上
	イプロベンホス	0.0008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	同上
	トルエン	0.06	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	キシレン	0.04	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニッケル	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	モリブデン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
解 析 項 目	アンチモン	0.001	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等につい て（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第 0403310031号・環水土発第040331005号（以下「通知2」とい う。））付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	0.0001	通知2付表2に掲げる方法
	全マンガニン	0.02	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
	ウラン	0.0002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法
	pH	—	規格12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	規格13に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	日本工業規格K0101の13.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	規格35.3に定める方法又は自動分析（チンアン酸第2水銀法）
	硫酸イオン	0.5	規格41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	規格43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	規格49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	規格51.2に定める方法

14 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)									
調	査	名							
市	町	名							
地	区	名							
井	戸	番							
井	戸	の							
戸	浅井戸深井戸の	別							
諸	用	途							
の									
元									
採	水	年	月	日	・	・	・	・	・
採	水	時	刻		:	:	:	:	:
水		温	(℃)						
環境基準項目	カドミウム	(mg/L)							
	全シアン	(mg/L)							
	鉛	(mg/L)							
	六価クロム	(mg/L)							
	砒素	(mg/L)							
	総水銀	(mg/L)							
	アルキル水銀	(mg/L)							
	P C B	(mg/L)							
	ジクロロメタン	(mg/L)							
	四塩化炭素	(mg/L)							
	塩化ビニルモノマー	(mg/L)							
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)							
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)							
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)							
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)							
	1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)							
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)							
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)							
	トリクロロエチレン	(mg/L)							
	テトラクロロエチレン	(mg/L)							
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)							
	チウラム	(mg/L)							
	シマジン	(mg/L)							
	チオベンカルブ	(mg/L)							
	ベンゼン	(mg/L)							
	セレン	(mg/L)							
	硝酸性窒素	(mg/L)							
	亜硝酸性窒素	(mg/L)							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)							
	ふっ素	(mg/L)							
	ほう素	(mg/L)							
	1,4-ジオキサン	(mg/L)							
要監視項目	クロロホルム	(mg/L)							
	1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)							
	p-ジクロロベンゼン	(mg/L)							
	イソキサチオン	(mg/L)							
	ダイアジノン	(mg/L)							
	フェニトロチオン	(mg/L)							
	イソプロチオラン	(mg/L)							
	オキシシン銅	(mg/L)							
	クロロタロニル	(mg/L)							
	プロピザミド	(mg/L)							
	E P N	(mg/L)							
	ジクロルボス	(mg/L)							
	フェノブカルブ	(mg/L)							
	イプロベンホス	(mg/L)							
	クロルニトロフェン	(mg/L)							
	トルエン	(mg/L)							
	キシレン	(mg/L)							
	フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)							
	ニッケル	(mg/L)							
	モリブデン	(mg/L)							
	アンチモン	(mg/L)							
	エピクロロヒドリン	(mg/L)							
	全マンガ	(mg/L)							
	ウ	(mg/L)							
解析項目	p H								
	電気伝導度	(μ S/cm)							
	M アルカリ度	(mg/L)							
	塩素イオン	(mg/L)							
	硫酸イオン	(mg/L)							
	硝酸イオン	(mg/L)							
	ナトリウムイオン	(mg/L)							
	カリウムイオン	(mg/L)							
目	カルシウムイオン	(mg/L)							
	マグネシウムイオン	(mg/L)							

再生紙を使用しています。